

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

蓮田白岡久喜線	路線名
白岡市高岩字大寺塚三二番八地先から同市篠津字東谷二八六〇番六地先まで	供用開始の区間
平成二十七年四月十七日	供用開始の期日
延長 五九〇・二三メートル ある。 平成二十七年四月十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号で告示した道路区域の変更の供用開始である。	備考